

令和 6 年（フ）第 2 6 4 号

愛知県刈谷市東境町屋 24 番地 1
破産者 株式会社エイトプラス
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 25 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和 7 年（フ）第 3 1 3 号

愛知県岡崎市細川町字扇田 9 番地 119
破産者 Y's 株式会社
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 25 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和 8 年（フ）第 7 4 号

愛知県安城市三河安城本町二丁目 1 番地 4
破産者 株式会社いっちょ
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 25 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和 8 年（フ）第 1 3 0 7 号

大阪市平野区長吉出戸 6 丁目 13 番 31 号
破産者 株式会社 K B C
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 25 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 8 年（フ）第 1 5 3 号

神戸市中央区御幸通三丁目 1 番 11—502 号
破産者 株式会社 E & R
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 25 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第 3 民事部

令和 7 年（フ）第 4 0 号

島根県大田市長久町長久口 426 番地 27
破産者 株式会社トリイ
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 25 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

令和 6 年（フ）第 7 号

岡山市南区新福二丁目 6 番 14 号
破産者 株式会社広進社印刷
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 25 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第 3 民事部

令和 6 年（フ）第 7 3 9 号

岡山市北区撫川 1186 番地
破産者 株式会社ヒロ
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 25 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第 3 民事部

令和 7 年（フ）第 1 9 6 号

北海道河西郡芽室町東芽室基線 1 番地 2
破産者 Y T R 株式会社
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 26 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和 8 年（フ）第 1 0 号

宮城県石巻市羽黒町二丁目 6 番 51 号
破産者 医療法人社団佐々木小児歯科医院
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 26 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和 7 年（フ）第 2 0 5 9 号

東京都東村山市久米川町 1—58—2 ワークプラザ 1 号、商業登記簿上の本店所在地東京都武蔵村山市榎二丁目 12 番地の 9
破産者 メルシェア株式会社
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 26 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

令和 8 年（フ）第 8 7 号

東京都あきる野市草花 266 番地 4
破産者 永井 達夫

1 決定年月日 令和 8 年 8 月 26 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

令和 8 年（フ）第 7 6 9 号

東京都八王子市八木町 5 番 1—701 号
破産者 渡邊由起子
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 26 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

令和 8 年（フ）第 8 0 6 号

東京都八王子市打越町 1076 番地 1 ウィンコーポ北野 215 号
破産者 菅野 正輝
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 26 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

令和 8 年（フ）第 8 3 6 号

東京都立川市砂川町 7 丁目 53 番地の 6
破産者 泉 琢也
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 26 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

令和 8 年（フ）第 8 8 1 号

東京都武蔵野市桜堤 2 丁目 12 番 18 号フォンテーヌ桜堤 102
破産者 溝口 雄介
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 26 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

令和 8 年（フ）第 1 0 9 4 号

東京都昭島市田中町 1 丁目 9 番 19 号
破産者 鈴木 美歩
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 26 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

令和 8 年（フ）第 2 1 5 号

横浜市鶴見区元宮 2 丁目 2 番 6 号鈴木ビル 202
破産者 有限会社泉寿建設

1 決定年月日 令和 8 年 8 月 26 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第 3 民事部

令和 8 年（フ）第 7 8 0 号

横浜市神奈川区神之木台 34 番 18 号
破産者 有限会社川辺工業
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 26 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第 3 民事部

令和 8 年（フ）第 8 9 5 号

横浜市区西区高島 2 丁目 11—2
破産者 株式会社アティック・プラス
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 26 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第 3 民事部

令和 8 年（フ）第 1 0 1 4 号

横浜市区筑区川和台 18 番 3 号
破産者 株式会社アイディールホーム
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 26 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第 3 民事部

令和 8 年（フ）第 1 0 5 7 号

神奈川県海老名市柏ヶ谷 216 番地の 7
破産者 株式会社エー・シー・ディ・エス
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 26 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第 3 民事部

令和 6 年（フ）第 4 4 6 号

新潟市北区松浜五丁目 14 番地 93
破産者 株式会社エムエスティ
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 26 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部